

議案第 3 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年10月10日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 一 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 博物館・美術館に関すること。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

規則案の概要の説明

文化施設建設室

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成19年11月1日に、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置し、沖縄県立博物館を廃止することに伴い、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

（1）文化課の分掌事務に「博物館・美術館に関すること。」を加える。（第11条第8号）

4. 根拠法令

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

5. 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済

6. 添付資料

（1）新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正案	現行
(文化課の分掌事務) 第11条 文化課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)芸術文化に関すること。 (2)文化財に関すること。 (3)文化関係団体に関すること。 (4)美術品としての銃砲刀剣類の登録に関すること。 (5)著作権に関すること。 (6)博物館に関すること。 (7)埋蔵文化財センターに関すること。 (8)博物館・美術館に関すること。 <u>(9)琉球歴史及び沖縄県史の資料の収集、編集及び発行に関すること。</u> <u>(10)琉球歴史及び沖縄県史の史料の調査研究及び史料の活用に関すること。</u> <u>(11)その他文化振興に関すること。</u>	(文化課の分掌事務) 第11条 文化課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)芸術文化に関すること。 (2)文化財に関すること。 (3)文化関係団体に関すること。 (4)美術品としての銃砲刀剣類の登録に関すること。 (5)著作権に関すること。 (6)博物館に関すること。 (7)埋蔵文化財センターに関すること。 <u>(8)琉球歴史及び沖縄県史の資料の収集、編集及び発行に関すること。</u> <u>(9)琉球歴史及び沖縄県史の史料の調査研究及び史料の活用に関すること。</u> <u>(10)その他文化振興に関すること。</u>
(参考)	(参考)

第3章 教育機関及び附属機関
(教育機関)

- 第31条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。
- (1)沖縄県立総合教育センター
 - (2)沖縄県立図書館
 - (3)沖縄県立博物館
 - (4)沖縄県立埋蔵文化財センター
 - (5)沖縄県立名護青年の家
 - (6)沖縄県立糸満青年の家
 - (7)沖縄県立石川少年自然の家

第3章 教育機関及び附属機関
(教育機関)

- 第31条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。
- (1)沖縄県立総合教育センター
 - (2)沖縄県立図書館
 - (3)沖縄県立博物館
 - (4)沖縄県立埋蔵文化財センター
 - (5)沖縄県立名護青年の家
 - (6)沖縄県立糸満青年の家
 - (7)沖縄県立石川少年自然の家

- (8) 沖縄県立玉城少年自然の家
- (9) 沖縄県立官古少年自然の家
- (10) 沖縄県立石垣少年自然の家
- (11) 沖縄県立奥武山総合運動場

注 平成19年3月16日教育委員会規則第1号により、平成19年11月1日から施行
第31条第3号中「沖縄県立博物館・美術館」に改める。

(教育機関の組織等)

第32条 略

(附属機関)

第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県産業教育審議会
- (2) 沖縄県教科用図書選定審議会
- (3) 沖縄県立図書館協議会
- (4) 沖縄県立博物館協議会
- (5) 沖縄県スポーツ振興審議会
- (6) 沖縄県社会教育委員会
- (7) 沖縄県文化財保護審議会
- (8) 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会
- (9) 沖縄県歴代宝案編集委員会
- (10) 沖縄県生涯学習審議会
- (11) 新沖縄県史編集委員会

注 平成19年3月16日教育委員会規則第1号により、平成19年11月1日から施行
第33条第4号中「沖縄県立博物館協議会」を「博物館・美術館協議会」に改める。

(附属機関の組織等)

第34条 略

第4章 條則

注 平成19年3月16日教育委員会規則第1号により、平成19年11月1日から施行
第31条第3号中「沖縄県立博物館・美術館」に改める。

第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。
(教育機関の組織等)
第32条 略
(附属機関)

第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。
(1) 沖縄県産業教育審議会
(2) 沖縄県教科用図書選定審議会
(3) 沖縄県立図書館協議会
(4) 沖縄県立博物館協議会
(5) 沖縄県スポーツ振興審議会
(6) 沖縄県社会教育委員会
(7) 沖縄県文化財保護審議会
(8) 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会
(9) 沖縄県歴代宝案編集委員会
(10) 沖縄県生涯学習審議会
(11) 新沖縄県史編集委員会

注 平成19年3月16日教育委員会規則第1号により、平成19年11月1日から施行
第33条第4号中「沖縄県立博物館協議会」を「博物館・美術館協議会」に改める。

(附属機関の組織等)
第34条 略
第4章 條則

(教育長への委任)

第35条 略

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日「平成19年11月1日」から施行する。 (後略)

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 月 日教育委員会規則第 号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(注)

1 この規則は、条例の施行の日「平成19年11月1日」から施行する。 (後略)

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 月 日教育委員会規則第 号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(注)

1 この規則は、条例の施行の日「平成19年11月1日」から施行する。 (後略)

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 月 日教育委員会規則第 号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(注)

1 この規則は、条例の施行の日「平成19年11月1日」から施行する。 (後略)

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 3月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 月 日教育委員会規則第 号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。